

ねんきん最前線

市区町村 VOICE

神奈川県相模原市 健康福祉局生活福祉部国保年金課

## 市役所・区役所だけではなく、 まちづくりセンターや出張所でも申請や相談を受け、 国民年金保険料納付率が大きくアップ

相模原市の国民年金業務は、市役所本庁18人（国保年金課長1人、年金係長1人、正規担当職員6人、再任用職員1人、会計年度短時間勤務職員9人）、区役所・まちづくりセンター・出張所195人の職員で行っている。この度、「令和4年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」を受けた。表彰となった取組みは主に3つ。そのなかでも、市役所・区役所だけではなく、まちづくりセンターや出張所でも年金の申請や相談の受付を行い、保険料の納付率向上に貢献した功績は大きい。また、日本年金機構のウインドマシンの貸与を受け、相談窓口を増設したこと、「ねんきんネット」についてチラシや相模原市のホームページで周知を図ったことも表彰の対象となった。こうした取組みや日頃の業務について、相模原市健康福祉局生活福祉部国保年金課の善方祥代総括副主幹（年金班担当）と渡邊美帆主査に話を聞いた。



相模原市役所本庁舎



相模原市のマスコットキャラクター『さがみん』

## 「相模原市ってどんなところ？」

相模原市は、神奈川県北部に位置し、戦後に誕生した都市としては初めての政令指定都市です。市内には合わせて6つの鉄道路線が通っているほか、令和9年の開業に向けてリニア中央新幹線の整備が進められています。また、圏央道相模原ICと相模原愛川ICが相次いで開業するなど、交通ネットワークの充実により、首都圏南西部の広域交流拠点都市として更なる発展が期待されています。

相模原市は3つの区から成り立ちます。県民の水がめの役割を果たす相模湖等の5つの湖や陣馬山等豊かな自然と都市としての顔をもつまち緑区、主要な官庁が立ち並び行政のまち中央区、ショッピングモールや公園が多く市を代表する商業施設・文化文教施設のあるまち南区の3区が独自の発展を遂げています。

また、相模原市は、片山右京さん(元F1ドライバー)や富永愛さん(モデル)など多くの著名人を輩出していることでも知られています。

東京都心まで1時間という交通アクセスの利便性を生かし、都市と自然がベストミックスしたまちとして、更なる発展が期待されています。



● 人口	合計726,025人 (令和4年1月1日現在) うち、20～59歳は366,402人、65歳以上は185,773人
● 国民年金第1号被保険者数	合計 89,852人 うち、任意加入被保険者1,113人
● 国民年金保険料免除者数	合計 39,360人 うち、法定免除9,188人、申請免除15,154人(全額免除13,121人、一部免除2,033人)、納付猶予4,345人、学生納付特例10,673人
● 国民年金受給者数	老齢基礎年金 178,809人 (うち、基礎年金のみの人177,147人) 障害基礎年金 11,480人 遺族基礎年金 1,136人

\* 令和4年3月31日現在

## まちづくりセンターと出張所が市民の年金を支え、保険料納付率のアップにつながる

—この度、「令和4年度市区町村国民年金事業功績厚生労働大臣表彰」の受賞、おめでとうございます。どのような取り組みが評価されたのでしょうか。

**善方総括副主幹** 相模原市は緑区に6カ所、中央区に4カ所、南区に7カ所のまちづくりセンターがあります。緑区にはさらに4カ所の出張所があります(表1)。橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除いて、それぞれで年金の申請や相談を受け付けています。市民の方が市役所や区役所まで来庁されなくても、身近な場所で申請や相談を行うことができます。

このことが功を奏し、保険料の納付率を向上することができました。2020年6月現在で令和2年度現年度納付率70.1%、前年度同期比較4.1%増となり、伸び率は政令指定都市中1位を記録しました。また、免除率も大きく向上しています。

&lt;表1&gt; 相模原市のまちづくりセンターと出張所

区	まちづくりセンター	出張所
緑区	橋本まちづくりセンター 大沢まちづくりセンター 城山まちづくりセンター 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター 藤野まちづくりセンター 計6カ所	串川出張所 鳥屋出張所 青野原出張所 青根出張所 計4カ所
中央区	中央6地区まちづくりセンター 大野北まちづくりセンター 田名まちづくりセンター 上溝まちづくりセンター 計4カ所	—
南区	大野南まちづくりセンター 大野中まちづくりセンター 麻溝まちづくりセンター 新磯まちづくりセンター 相模台まちづくりセンター 相武台まちづくりセンター 東林まちづくりセンター 計7カ所	—

**渡邊主査** 年金相談の内容は、給付についての相談が多いのですが、加えて障害年金に関する相談も多くなっています。相模原市では、まちづくりセンターや出張所での対応に向けて、会計年度任用短時間勤務職員である国民年金推進相談員を増やしました。相談には全市で、15名の年金相談員があたっています。また、日本年金機構からウインドマシンをお借りして、個人の年金情報を照会できる相談窓口を増設できたことも、国民年金の加入や保険料の相談など、きめ細かい対応の強化につながりました。

——年金事務所との連携はいかがですか？

**善方総括副主幹** 年金事務所とは連携を密にとっています。月に1回程度は年金事務所と打合せを行い、相談に乗っていただいていますし、こちらから電話をして些細なことでも質問させていただいています。また、年金事務所から、相模原市の納付率について情報提供があります。年金事務所では「無年金者をつくらない」をモットーにしていますので、相模原市でも同じ目標のもと納付率の向上に貢献したいと考えています。

神奈川県他の市との情報も共有しています。神奈川県17市で連絡協議会が定期的開催されており、今年の10月には、オンラインで、障害年金について研修会が行われました。

## 相談業務について実地研修を行い相談のスキルを向上

——相談業務について、相談員の人数を増やす以外に何か対応していることはありますか？

**渡邊主査** 今年から、年金相談員と一緒に経験の浅い職員が、相談ブースに入って相談を受ける実地研修を始めました。窓口で実際に相談業務を体験できることで、職員の対応能力を上げることができました。

## 市民からの問い合わせや御意見は必ず記録に残して情報を共有

—市民の方への対応で何か工夫していることはありますか？

**善方総括副主幹** 市民の方からいただいた問い合わせや御意見は必ず記録を残しています。この記録を、他の職員や年金事務所と情報を共有しています。また、市民の問い合わせに対してどんな回答をしたか、年金相談員全員とも共有するようにしています。

**渡邊主査** 職員が市民に制度の説明をするときには、独自に作成した「国民年金は世代間のたすけあい」というチラシを使っています(図1)。保険料の納付や免除について、国民年金の給付について老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金だけではなく、寡婦年金や死亡一時金、外国人脱退一時金についても簡単に説明しています。このチラシで国民年金の制度を説明しながら、保険料を納めることの大切さを理解していただいています。未納がある方には、その方の状況も把握したうえで保険料を納めていただくように案内するなど、丁寧な対応を心掛けています。

また、「ねんきんネット」の利便性を知っていただき活用していただくためのチラシを窓口で配布するほか、相模原市のホームページでも紹介しています。

## これまでの職員の取組みの積み重ねを大切にしたい

—ところで、いまこんなことに苦労されているということはあるでしょうか？

**善方総括副主幹** やはり職員の異動があるということですね。職員が異動しても業務に支障がないように、引継ぎには漏れがないよう気を配っています。そのために事務マニュアルを作成し、市役所の担当職員全員で共有するようにしています。

—今後の年金業務について、どのような抱負をお持ちでしょうか？

**善方総括副主幹** この度、厚生労働省大臣表彰を受けることができたのも、これまでの職員の取組みの蓄積だと考えていますので、その積み重ねは大切にしたいと思います。

**渡邊主査** 最近は日本人だけでなく、留学生などの外国人も増えてきましたので、そういった方にもきめ細かい対応をしていきたいと思います。

—本日は、どうもありがとうございました。

<図1> 「国民年金は世代間のたすけあい」

国民年金は世代間のたすけあい

令和4年度4月版 相模原市国民年金課 042-769-8228 (国保)

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方が国民年金の加入者です。

保険料を納めることで、老後の年金保障だけでなく方が一時的にも保障が受けられます。加入者の種類と手続きは次のとおりです。

第1号被保険者 加入届出: 日本国内に住所がある20歳以上60歳未満で第2号被保険者または第3号被保険者のいすれも該当しない方

第2号被保険者 加入届出: 厚生年金、共済組合に加入している会社員、公務員等(原則、65歳未満)

第3号被保険者 加入届出: 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

任意加入被保険者 加入届出: 60歳以上で年金の加入期間が不足している方や受給額を増やしたい方

保険料は忘れても納付期限までに納めましょう!

国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間納める必要があります。

令和4年度の国民年金保険料(令和4年4月～令和5年3月)

- 定額保険料 1か月 16,590円
● 付加保険料 1か月 400円

※納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。徴収証は大切に保管してください。

付加保険料とは

定額保険料に加えて納めることで、老齢基礎年金にあわせて付加年金が支給される制度です。増加額は、年額で付加納付月数×200円です。

いろいろ選べる納付方法

① 納付書で現金納付

日本年金機構からの納付書で、全国の銀行や郵便局のほか、コンビニエンスストアでも納められます。

② 口座振替でお得な納付

毎月振替はその月末振替で90円割引です。通常振替はその翌月末振替で割引なし。

③ クレジットカードで納付

毎月払いと2年分納付、1年分前納、6ヶ月分前納の4種類。前納額はそれぞれ納付書と同額です。

④ パソコンや携帯電話で電子納付

金融機関とインターネットバンキング契約が必要で、詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

保険料を納めるのが困難なときは...

手続きが遅れると、障害基礎年金等が請求できなくなる場合があります。お早目に手続きをしてください。

学生納付特例、納付猶予、保険料免除、法定免除、産前産後免除のフローチャート

申請に必要なもの: 免除・納付猶予、学生納付特例、産前産後

退職者特別制度: 会社などを退職して保険料の納付が困難な場合に、上記の書類の写しを添付することで、所得審査が緩和され申請免除等の承認を受けやすくなる制度です。

これだけ違う! 免除・納付猶予・学生納付特例と未納

免除・納付猶予・学生納付特例と未納の比較表

国民年金にはこんな保障があります

老後の備えに 老齢基礎年金

老齢基礎年金を受給するには、原則として、保険料を納めた期間等で10年以上が必要です。

- 老齢基礎年金を受けるために必要な期間
① 国民年金保険料を納めた期間
② 学生納付特例を受けた期間
③ 納付猶予を受けた期間
④ 国民年金保険料の免除を受けた期間

①～④を合計して、10年以上の期間が必要となります。

● 老齢基礎年金の年金額(令和4年4月から) 40年間保険料を納めた場合 65歳からの年金額 777,800円(満額)

● 老齢基礎年金の繰り上げ、繰り下げ受給ができます。

老齢基礎年金の支給開始は65歳ですが、受給期間を満たしていれば、希望により60歳から64歳の間に繰り上げ受給の請求ができます。

また、老齢基礎年金の資格を満たしている人が60歳以後70歳までに繰り下げ受給の請求をすると、手続きをした年齢に応じて一定の割合で増額された金額が生産されます。

病気やけがで障害が残ったら 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前、初めて受診した病気やけがなどで、65歳になるまでに法令で定められた障害になった場合に受けられます。

● 保険料の納付要件

初診日(病気やけがで初めて医師の診察を受けた日)の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除、納付猶予、学生納付特例を含む)が、3分の2以上必要です。

● 20歳前に初診日がある場合

20歳に達したとき一定の障害状態であれば受けられます。ただし、本人の所得により支給停止となる場合があります。

● 支給金額(令和4年4月から)

1級 972,250円、2級 777,800円

残された遺族のための 遺族基礎年金

国民年金加入中に死亡した場合、その方に生計を維持していた子(子)のある配偶者、または子に支給されます。

● 保険料の納付要件

死亡日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除、納付猶予、学生納付特例を含む)が、3分の2以上あるか、もしくは老齢基礎年金の受給資格があること。

● 支給金額(令和4年4月から)

子のある配偶者... 1,001,800円、子のみ... 777,800円

※子が入居している場合は、加算があります。 ※下とは、18歳に達する年齢未満までの間の子、または18歳未満で障害の程度が1級か2級の障害の状態にある子です。

配偶者が年金をもらう前に亡くなったら 寡婦年金

第1号や任意加入被保険者として、保険料納付済期間と免除期間の合計が10年以上ある夫が何の年金も受取らないうちに死亡したとき、10年以上婚姻関係にあった妻が60歳～64歳の間に受給できます。

● 受け取れる年金額

夫が受取ることのできた老齢基礎年金の3/4の額

年金をもらう前に亡くなったら 死亡一時金

第1号や任意加入被保険者として36月以上保険料を納めた方が、老齢基礎年金または障害基礎年金を受取らないうちに死亡し、遺族基礎年金が支払われない場合に支給されます。

● 支給金額

保険料納付済期間 一時金の額: 36月以上180月未満 120,000円、180月以上240月未満 145,000円、240月以上300月未満 170,000円、300月以上360月未満 220,000円、360月以上420月未満 270,000円、420月以上 320,000円

※付加保険料を36月以上納付済みの場合は150万円が加算されます。 ※寡婦年金に該当する場合は、寡婦年金が死亡一時金のいずれかをを選択することになります。

佛国など日本を出国する外国人の方 外国人脱退一時金

保険料を6月以上納めた外国人が、老齢基礎年金の受給資格期間がいまも満了したとき、その2年以内に日本年金機構へ帰国請求した場合に支給されます。

● 問い合わせ先(電話番号・URL)

- ねんきんダイヤル 0570-05-1165
● 来訪相談予約受付(年金事務所) 0570-05-4890
● ねんきん定期便専用ダイヤル 0570-058-555
● ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004

● 日本年金機構 相模原年金事務所 042-745-8101 (自動音声案内) ● 日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

年金の手続き先

年金はその時々で手続きが必要です。

国民年金の加入・喪失、国民年金の加入・喪失、国民年金の加入・喪失の手続き先表

年金給付の受け取り、手続き先

老齢年金の支給、障害年金の支給、遺族年金の支給、第1号被保険者の被自給付の受け取り先表

※ 障害、遺族基礎年金で、初診日、死亡日が第3号期間にある場合の手続き先は、年金事務所になります。